

eo 電気 電気取次供給条件

2026 年 1 月 13 日実施

株式会社オプテージ

電 気 取 次 供 給 条 件

目 次

I 総 則	
1 適 用	1
2 供給条件および料金表の変更	1
3 定 義	3
4 単位および端数処理	5
5 そ の 他	5
II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	7
7 需給契約の成立および契約期間	8
8 需 要 場 所	9
9 需給契約の単位	9
10 供 給 の 開 始	9
11 供 給 の 単 位	10
III 料金の算定および支払い	
12 料 金	11
13 料金の適用開始の時期	11
14 検 針 日	11
15 料金の算定期間	12
16 使用電力量の算定	12
17 最大使用電力の算定	14
18 料 金 の 算 定	14
19 日 割 計 算	14
20 料金の支払義務および支払期日	15

21	料金その他の支払方法	16
22	料金請求が遅れた場合の取り扱い	18
23	延滞利息	18

IV 使用および供給

24	適正契約の保持	19
25	力率の保持	19
26	需要場所への立入りによる業務の実施	19
27	電気の使用にともなうお客さまの協力	19
28	供給の停止	20
29	供給停止の解除	21
30	違約金	21
31	供給の中止または使用の制限もしくは中止	21
32	損害賠償の免責	22
33	設備の賠償	22

V 契約の変更および終了

34	需給契約の変更	23
35	名義の変更	23
36	利用権の譲渡	24
37	需給契約の消滅	24
38	需給開始後の需給契約の消滅または変更にとりなう料金および工事の精算	25
39	解約等	26
40	需給契約消滅後の債権債務関係	27

VI 供給方法、工事および工事費の負担

41	供給方法および工事	28
42	工事費負担金等の申受けおよび精算	28

VII 保 安

43	保安の責任	29
44	調査	29
45	調査に対するお客さまの協力	29
46	保安に対するお客さまの協力	29
47	自家用電気工作物	30

Ⅷ その他

48	反社会的勢力の排除に関する条項	31
49	準拠法	32
50	管轄裁判所	32
51	eo電気の終了	32
52	eoIDの提供	32
	附則	34
	別表	35

I 総 則

1 適 用

- (1) 関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、および関西電力が定める電気特定小売供給約款〔以下「関電供給約款」といいます。〕または電気供給条件（低圧）〔以下「関電供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて行う電気の供給について、株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）がお客さまへ取次ぐときの電気料金その他の供給条件は、この電気取次供給条件（以下「この供給条件」といいます。）によります。

なお、電気料金については当社が別に定める料金表によります。

- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、
福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 供給条件および料金表の変更

- (1) 関電供給約款、関電供給条件および関西電力が定める主契約料金表が改定された場合または当社が必要と判断した場合、当社は、この供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、当社はあらかじめお客さまに変更後の内容について効力発生日を定めてインターネットを利用する電磁的方法等の当社が適当と判断した方法によりお知らせし、このお知らせが行われ、効力発生日が到来した場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件および料金表を変更いたします。この場合、当社はあらかじめお客さまに(1)と同様の方法によりお知らせするものとし、

電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめお客さまに(1)と同様の方法によりお知らせするものとし、このお知らせが行われ、効力発生日が到来した場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。

(4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社および関西電力の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または当社の指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法（以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフトおよびAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト等を必要とします。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) eo 電気

当社が提供する電気供給サービスをいいます。

(2) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約種別

料金表に定める契約の種別をいいます。

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大使用電力

お客さまが使用される電力の最大値をいいます。

(12) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 小売電気事業者

小売電気事業を営むことについて電気事業法第二条の二の登録を受けた事業者をいいます。

(16) 供給地点

一般送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続点をいいます。

(17) eo 電気契約

この供給条件にもとづくお客さまと当社との契約をいいます。

(18) 契約内容通知書

当社がお客さまに発行する書面であり、当該お客さまに係る契約内容を記載したものをいいます。

(19) 供給開始年月日

eo 電気の供給を開始する日をいいます。

(20) 廃止年月日

eo 電気契約の解約等に伴い、eo 電気の供給が廃止となる日をいいます。

(21) 再点

新たに電気の需給契約を開始されることをいいます。

(22) 消費税等相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

(23) 貿易統計

関税法にもとづく公表される統計をいいます。

(24) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) この供給条件に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。

- (2) この供給条件および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) すでに交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの低圧で電気供給契約を小売電気事業者等と締結しているまたは締結できる状態で電灯または小型機器を使用される場合でお客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給条件および料金表を承認のうえ、次の事項を明らかにして当社指定の申込方法によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電話等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客様の氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人の場合は運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項

なお、この供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社および関西電力が通知することがあります。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客様は、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社および関西電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が託送供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社および関西電力に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が申し込みを承諾した時点、なお他の小売電気事業者等とお客さまの間に既存の電気供給契約が存在する場合は、当社が申し込みを承諾し、かつ当該電気供給契約の解約がなされた時点で成立いたします。契約の成立については、お客さまの契約者住所への契約内容通知書の発送をもってお客さまに通知いたします。お客さまの都合により申し込みを取り止める場合は、契約の成立までにその旨を当社まで連絡していただきます。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、電子交付によりお客さまにお知らせし、この供給条件および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の契約更新年月日、供給地点特定番号ならびに当社および関西電力の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子交付によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) (1)によらず、次の場合には、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

イ eo 電気の契約の申し込みをした者が eo 電気契約の料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがある場合

ロ 6（需給契約の申込み）に基づき申し込まれた内容に虚偽、不実な内容がある場合

ハ 関西電力または当該一般送配電事業者等の都合により接続供給が開始できない場合

ニ その他当社の業務の遂行上、支障がある場合

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

(3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、関西電力がすみやかに電気を供給いたします。

- (2) お客様が移転することによってその需要場所の変更を要する場合において、お客様が希望されるときは、当社は、移転先での eo 電気の需給開始を希望する年月日（以下「需給開始年月日」といいます。）をお客様に事前に確認し、移転先での需給開始年月日が当該需給開始希望年月日となるように手続きを行います。
- (3) 当社は、天候、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

関西電力は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

12 料 金

- (1) 料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。
- (2) 38（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める料金は、(1)に準ずるものといたします。

13 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

14 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものとしたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものとしたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものとしたします。

15 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）としたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間としたします。
- (2) 16（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものとしたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。

16 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものとしたします。）としたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間としたします。）において合計した値としたします。

イ 14（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値としたします。）によって精算いたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- ロ 14（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行った日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

- ハ 14（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

- ニ 14（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- (2) 当社は、関西電力が当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と当社および関西電力との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と当社および関西電力との協議によって定めます。

17 最大使用電力の算定

- (1) 料金の算定期間における最大使用電力は、(2)の場合を除き、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。
- (2) 計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と当社および関西電力との協議によって定めます。
- (3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめ当該一般送配電事業者等と当社および関西電力との協議によって定めます。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 15（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19 日割計算

- (1) 当社は、18（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 18（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。
- また、18（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

20 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、14（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行った日とし、14（検針日）(6)の場合の料金、16（使用電力量の算定）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、16（使用電力量の算定）(3)または17（最大使用電力の算定）(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力が協議によって定められた日といたします。
- なお、16（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- ロ 21（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、関西電力が当該一般送配電事業者等から検針の結果を受領した日といたします。

- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、別途当社が指定した日といたします。
- (4) お客様の料金は、いかなる場合でも、お客様または請求先契約者（(5)に定める者をいいます。）に支払っていただきます。
- (5) お客様は、料金の請求先が需給契約の契約名義や契約住所と異なるお客様（以下「請求先契約者」といいます。）への請求である場合、料金が請求先契約者に請求されることについて、需給契約の締結前に、請求先契約者から事前の同意を得ていただくものといたします。この場合であっても、請求先契約者はお客さまのために請求先として設定されるものであり、お客さまの料金に係る債務は、お客さまが負担しているものとします。なお、当社は、お客さまが需給契約を申込みされたことをもって、当該請求先契約者の同意を得たものとみなします。
- (6) (5)の規定により、当社が請求先契約者に料金の支払いを請求している場合、請求先契約者がお客さまの料金について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社はお客さまにお客さまの料金の支払いを請求することがあります。

21 料金その他の支払方法

- (1) 電気料金および手続きに関する料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定する金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 14（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) (1)にかかわらず、当社がお客さまに eo 光ネット等他の eo サービス（以下「eo サービス」といいます。）を提供している場合には、当該 eo サービスの利用料金（当社との間で、eo サービスに係る利用契約を締結されている場合に限り、）と料金その他の需給契約にもとづき生ずるお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）とを合算してお客さまに請求いたします。当社は、料金等と eo サービスの利用料金との合算請求の対象となる当社の eo サービスの種類に応じて、料金等を請求するものとし、この料金等の合算請求は、eo サービスのお支払い方法に準ずるものいたします。

22 料金請求が遅れた場合の取り扱い

当該一般送配電事業者等が行うお客さまの 1 箇月の使用電力量に関する関西電力への通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じた場合は、当月分の料金はその翌月分の料金請求時に合算して請求させていただくことがあります。

23 延滞利息

- (1) お客さまが料金等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金等から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 14.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
- なお、消費税等相当額の金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかにお客さまに契約を適正なものに変更していただきます。

25 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、90パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に業務のため立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送

約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(3) 次の場合において、当該一般送配電事業者等から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を関西電力またはお客さまが求められた場合、および当社または関西電力が必要に応じてお客さまの電気の使用状況を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を当該一般送配電事業者等、当社または関西電力に無償で提供していただくものといたします。

- イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- ロ 通信設備等を設置する場合

(4) お客さまは、関西電力による電気の供給の実施にともない当該一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

28 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

29 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

30 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 39（解約等）(2)に該当する場合
- (2) (1)の免れた金額は、この供給条件および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

31 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、この場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

32 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、31（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および関西電力の責めとならない理由によるものであるときには、当社および関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 39（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社および関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社および関西電力の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社および関西電力は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

33 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または関西電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、関西電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

34 需給契約の変更

- (1) 35（名義の変更）による需給契約の変更を除き、お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、この場合、当社は、本人確認を行なうことがあります。また、契約種別を変更される場合等需給契約を変更される場合の契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の変更年月日、供給地点特定番号ならびに当社および関西電力の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

35 名義の変更

- (1) お客さまは、氏名、名称、地位の承継、メールアドレス、登録情報等、または請求書の送付先に変更があったときは、当社が指定する方法で当社に速やかに届け出るものといたします。
- (2) お客さまは、(1)の届出に伴って当社が求めた場合には、届出のあった事実を証明する書類を当社に提示するものといたします。
- (3) 当社が行う各通知および意思表示は、それぞれ以下の各号のときにお客さまに到達したものとみなします。
 - イ 登録住所等のいずれかに書面を送付する方法による場合は、当該書面が当該登録住所等に到着したときまたは当社が当該書面を発送した日の翌日 24 時のいずれか早い方。

ロ 連絡用メールアドレスへ電子メールを送信する方法による場合は、当社が当該電子メールを発信したとき。

36 利用権の譲渡

(1) お客さまは、当社の承諾なくこの供給条件にもとづいて eo 電気の電気供給を受ける権利（以下、eo 電気契約に係る利用権といいます。）を譲渡することはできません。お客さまは、eo 電気契約に係る利用権の譲渡について承諾を受けようとするときは、当社に対して、当事者が連署した当社所定の書面を送付していただきます。

(2) 当社は、(1)の規定により eo 電気契約に係る利用権の譲渡の承諾を求められたときは、次の場合には承諾いたしません。

イ eo 電気契約に係る利用権を譲り受けようとする者が eo 電気契約にもとづく料金支払債務、その他当社に対して負う債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断するとき。

ロ eo 光ネット利用時に eo 光ネットに係る利用権を併せて譲渡されないとき。

ハ 需要場所の変更を伴うとき。

ニ その他承認すべきではない事情があると当社が判断するとき。

37 需給契約の消滅

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された後、当該通知に基づいて、当社が関西電力に対して通知した廃止期日に消滅いたします。

イ 需給契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、当社は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

- ロ 39（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものいたします。
- ハ 当社または関西電力がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ニ 当社または関西電力および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。
- ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者による電気の供給開始日が異なるときは、当該供給開始日に需給契約は消滅するものいたします。
- ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを託送約款等に定める期間までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものいたします。
- ト 51（eo 電気の終了）によって、当社の eo 電気が終了する場合は、eo 電気終了日に需給契約は消滅するものいたします。

38 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、関西電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社または関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。

- (2) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、供給設備のうち契約容量または契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量または契約電力分が増加された契約容量または契約電力分を上回るときは、増加された契約容量または契約電力分といたします。）について、関西電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社または関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (3) 料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少しようとされる場合とは、需給契約を新たに設定し、または契約負荷設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合またはお客さまが契約負荷設備の総容量を減少しようとされる場合もしくは協議によって契約電力を減少しようとされる場合といたします。
- (4) 最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、(1)および(2)にいう契約容量は、6キロボルトアンペアであるものとみなします。

39 解 約 等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当する場合には、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済していただきます。
- イ お客さまが28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日から相当の期間を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日から相当の期間を経過してなお支払われない場合

ニ この供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，違約金，工事費負担金その他この供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客様がその他この供給条件および料金表に反した場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合，当社は，あらかじめ，解除日を明示し，その旨をお客様にお知らせいたします。
- (4) お客様が，37（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転される等，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社，関西電力および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- (5) 当社が，第三者より，お客様が電気を使用しておらず，かつ解約の通知をすることが困難な状況にあるとの情報，または，お客様が死亡したとの情報を受け，当社が当該事実を確認できた場合には，お客様と当社との需給契約を解約することができるものとします。

40 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法, 工事および工事費の負担

41 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

42 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社または関西電力は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 関西電力が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社または関西電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社または関西電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等がその設備を無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社または関西電力は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅶ 保 安

43 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

44 調 査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

45 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、44（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

46 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) お客さまは、当該一般送配電事業者等が必要と認めた場合には、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、当該一般送配電事業者等と協議していただきます。
- (5) お客さまおよび当社は、必要に応じて電気の安定的な需給を行なうために連絡体制を整え、相互に協力するものといたします。

47 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給条件のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 44 (調査)
- (2) 45 (調査に対するお客さまの協力)

VIII そ の 他

48 反社会的勢力の排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約します。

イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約します。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項の確約に反し、または反している
と合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、需給
契約を将来に向けて解約することができます。

なお、お客さまおよび当社は、係る合理的な疑いの内容および根拠に関し、
相手方に対して何ら説明し、または開示する義務を負わないものとし、契約
の解除に起因し、または関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何
ら責任を負うものではなく、相手方は解約者に対して損害賠償請求をしない
ことを確約します。

49 準 拠 法

この供給条件に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈さ
れるものといたします。

50 管轄裁判所

需給契約およびこの供給条件に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第
一審の専属管轄裁判所といたします。

51 eo 電気の終了

- (1) 当社は、次の場合には、eo 電気を終了することがあります。
- イ 当社が提供する他のサービスによって eo 電気の必要性が著しく低下し
たと当社が判断したとき。
 - ロ 経営上、技術上等の理由により eo 電気が適正かつ正常な提供ができな
くなり eo 電気の運営が事実上不可能になったとき。
 - ハ その他の理由で eo 電気が提供できなくなったとき。
- (2) 当社は、(1)の規定により eo 電気を終了するときは、あらかじめその理由、
サービスを停止する時期等をお客さまに通知いたします。ただし、35（名義
の変更）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行
ったものとみなします。

52 eoID の提供

- (1) 当社は、eo 電気契約が成立した場合は、お客さまに対し、eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。
- (2) eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めます。お客さまは、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意したものとみなします。

附 則

この供給条件の実施日

この供給条件は、2026年1月13日から実施いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生

可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。) の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針 日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針 日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年の 場合は、翌年の 2 月 29 日まで の期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針 日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 最低料金を設定している契約種別の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
- イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
- ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。
- (イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
- (ロ) (イ)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) (1)により、契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は、別表 4(標準容量換算表)による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮, アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

4 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず1灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

(単位：キロボルトアンペア)

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力(ワット)	換算容量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力(ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)
	入力(ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力(ワット) × 133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量(入力[キロワット])	
出力(馬力)	× 93.3パーセント
出力(キロワット)	× 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入加) (キロワットアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロワットアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20:17>以下	1
		20:17>超過 30:17>以下	1.5
		30:17>超過 50:17>以下	2
		50:17>超過 100:17>以下	3
		100:17>超過 200:17>以下	4
		200:17>超過 300:17>以下	5
		300:17>超過 500:17>以下	7.5
		500:17>超過 1,000:17>以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200:17>以下	5
		200:17>超過 300:17>以下	6
		300:17>超過 500:17>以下	8
		500:17>超過 1,000:17>以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500:17>以下	9.5
		500:17>超過 1,000:17>以下	16
125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500:17>以下	11	
	500:17>超過 1,000:17>以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75μF以下	以下	1
	0.75μFが超過 1.5 μF以下	以下	2
	1.5 μFが超過 3 μF以下	以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
 入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は, 実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし, 特別の事情がある場合は, 定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 予備設備であることが明らかな電気機器については, 契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は, 次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90パー} \\ \text{セントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80パー} \\ \text{セントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

7 契約容量および契約電力の算定方法

契約負荷設備の総容量等により契約容量または契約電力を算定する場合は, 次によります。

- (1) 契約容量は, 契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし, 差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は, 別表3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (2) 契約電力は, 契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は, 別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた

値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(3)に準じて算定いたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (3) 契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、(1)および(2)にかかわらず、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

8 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、
日割計算対象日数は、日割計算対象日数 といたします。
検針期間の日数 暦日数

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 18（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 18（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 18（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 16 (使用電力量の算定) (4) の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものとしたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりとしたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものとしたします。)の属する月の日数としたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものとしたします。)の属する月の日数としたします。